

八尾市教育委員会 5 月定例会会議録

開催年月日	平成20年5月22日(木)
開催場所	本館6階 大会議室
開催時間	午前10時00分
出席委員	寺前 委員長 篠原 委員長職務代理者 百瀬 委員 山本 委員 中原 委員(教育長)
出席職員	岡村教育次長兼学校教育部長・浦上教育推進担当部長・藤田生涯学習部長・濱野教育委員会理事・杉分学校教育部次長兼総務人事課長・中山学校教育部次長・倉本生涯学習部次長兼生涯学習スポーツ課長・田中教育政策課長・橋本施設管理課長・藤井学務給食課長・柿並指導課長・吉岡教育サポートセンター所長・渡邊人権教育課長・大谷八尾図書館長・岸本文化財課長

【寺前委員長】 それでは、ただいまより5月の定例教育委員会を開催いたします。まず、教育委員会4月臨時会の会議録の承認について審議いたします。委員の先生方、何かご質疑ございますでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【寺前委員長】 全委員、ご異議なしと認めます。よって、4月臨時会会議録について承認と決しました。

次に、教育委員会4月定例会会議録について審議いたします。

委員の先生方、何かご質疑ございますでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【寺前委員長】 特にございませんか。全委員、ご異議なしと認めます。よって、4月定例会会議録について承認と決しました。

それでは次に、委員長報告を私から行いたいと思います。

(委員長報告)

4月25日(金)	午後2時より、講演会『子どもの「困り感」に寄り添う支援を～特別支援教育の充実をめざして～』に出席。
5月8日(木)	午後4時より、市長と教育委員との懇談会に出席。
5月12日(月)	午前10時より、府都市教育委員会連絡協議会 定期監査に出席。 午前11時より、府都市教育委員会連絡協議会 役員会に出席。 午後2時より、府都市教育委員会連絡協議会 役員会に出席。
5月16日(金)	午前9時30分より、手をつなぐ子らの会「春のつどい」に出席。 午前10時30分より、定例教育委員協議会に出席。
5月19日(月)	午後1時30分より、府都市教育委員会連絡協議会定期総会に出席。
5月21日(水)	午前9時30分より、手をつなぐ子らの会「春のつどい」に出席。

【寺前委員長】 次に、教育長報告を、中原教育長よりお願いいたします。

(教育長報告)

4月23日(水)	午後7時より、体育指導委員委嘱状交付式に出席。
4月24日(木)	午後3時より、府都市教育長協議会総会・定例会に出席。
4月25日(金)	午後2時より、講演会『子どもの「困り感」に寄り添う支援を～特別支援教育の充実をめざして～』に出席。
4月28日(月)	午前10時より、行財政改革推進本部会議に出席。
5月8日(木)	午前9時30分より、部長会に出席。 午後2時より、河内音頭まつり振興会総会に出席。 午後4時より、市長と教育委員の懇談会に出席。
5月13日(火)	午後2時より、部局マネジメント目標ヒアリングに出席。
5月15日(木)	午前9時より、全国都市教育長協議会総会・研究協議会に出席。
5月16日(金)	午前9時30分より、手をつなぐ子らの会「春のつどい」に出席。 午前10時30分より、定例教育委員協議会に出席。
5月17日(土)	午後4時より、うぐいすライオンズクラブチャーターナイト5周年記念式典に出席。
5月19日(月)	午後1時30分より、府都市教育委員会連絡協議会定期総会に出席。
5月20日(火)	午後1時より、市議会5月臨時会本会議に出席。
5月21日(水)	午前9時30分より、手をつなぐ子らの会「春のつどい」に出席。 午後7時より、PTA協議会会長会議に出席。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告並びに教育長報告について、何かご質疑ございますでしょうか。何かございますか。ないですか。

質疑がなければ、次に進ませていただきたいと思います。

{ 議 案 審 議 }

【寺前委員長】 それでは議案の審議に入らせていただきます。

5月の議案	
議案第14号	教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の全部改正の件
議案第15号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則制定の件
議案第16号	八尾市教育委員会事務専決規程制定の件
議案第17号	八尾市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正の件
議案第18号	八尾市就学支援委員会委員の委嘱または任命に関する件
議案第19号	各種審議会委員の委嘱または任命に関する件
議案第20号	「八尾市くらし学習館設置条例」市議会議案提出に関する件

議案第14号「教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の全部改正の件」について審議いたします。

提案理由を杉分次長よりご説明願います。

【杉分学校教育部次長】 提案理由の前に議案第14号に関連いたしますので、議案第16号につきましても提案の説明を併せていたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【寺前委員長】 どないですか、よろしゅうございますか。
どうぞ。

【杉分学校教育部次長】 それでは議案第14号及び第16号につきまして、2件一括してご説明を申し上げます。

お手元配付の議案参考資料「教育委員会規則及び規程の改正経緯とその概略」についてもあわせてご覧いただきたいとお願いいたします。

まず議案第14号「教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の全部改正の件」についてご説明を申し上げます。

本規則の改正につきましては、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第3号の規定によりまして、委員会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、先の平成20年3月定例教育委員会会議におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長に委任することができない事項が明記されたことから、本規則の一部改正を行ったものでございますが、その後解釈上の疑義が生じていた部分及び他市の動向等が明らかになる中で、教育委員会の所管する事務に教育長等の専決事項の規程を設けるにつきまして、関係条項を整備する必要があり、本案をご提案させていただきました次第でございます。

改正の内容といたしましては、題名を「教育長に対する事務委任等に関する規則」とし、第1条におきましては規則の趣旨を設け、第2条におきましては教育長に委任する事項を定め、第3条におきましては臨時の代理を、第4条におきましては教育長に委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときについての規定をし、第5条及び6条におきましては、教育委員会の権限に属する事務のうち教育長が専決することができる事項を規定しております。第7条につきましては報告事項の規定でございます。

この規則につきましては公布の日から施行し、規則の規定は平成20年4月1日から適用いたすものでございます。

次に議案第16号「八尾市教育委員会事務専決規程制定の件」についてご説明を申し上げます。

本規程の制定につきましても、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第3号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、議案第14号「教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の全部改正」に伴いまして、第6条の規定に基づきまして、教育委員会の所管する軽易または定例の事務について、部長及び課長が専決することができる規定を整理するにつきまして規程を制定する必要から、本案をご提案させていただきました次第でございます。

内容といたしましては、第1条におきまして規程の趣旨を設け、第2条におきましては部長等の専決事項を定め、第3条におきましては課長の専決事項を、第4条におきまして

は類推による専決事項について定めるものでございます。

なお、この規程につきましても、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用いたすものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、議案第14号、第16号の提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

ただいま、提案理由の説明がございましたが、委員の先生方、何かご質疑ございませんか。14号と16号、同時に並行して審議していただきたいということでございます。

【篠原委員長職務代理者】 この、法規に関するのはなかなか、私にとっては難しいんですが、一つだけ確認しておきたいんですが。教育長の専決事項という第5条の中で、いわゆる懲戒に関する部分、これは第1条に書いてありますように、市費負担職員に限られるんですね。例えば、学校の府費負担職員、教職員等は懲戒に関することは内申を上げてそれを決めるのは府の方であると、私認識しておったんです。ですからこれ市単費の職員に限っておると、こういう理解でいいんですか。

【中山学校教育部長】 今、職務代理がおっしゃった府費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関しましては市が内申を上げるということになりますので、それはここの項の3番、府費負担教職員の任免その他の進退について内申することということで、この項になるかと思えます。よろしくお願ひします。

【篠原委員長職務代理者】 したがって結局、懲戒と内申とは別のものであると、こういう理解でいいんですね。懲戒は市費負担職員に限って、府費負担職員でしたら内申を府に行うと。これはそうしたら従来どおりですね。

【寺前委員長】 よろしゅうございますか。

【篠原委員長職務代理者】 結構です。

【寺前委員長】 ほかに何かございますか。

【百瀬委員】 確認ということでいいですかね。こうやって、今出している一部教育長に委任する規則等の全部改正ということなんですが、これは権限に関する事務の一部をとすることは簡略化等という意味でなくて、さらなる教育委員会の強化ということで捉えてよろしいですか。

【杉分学校教育部長】 今回の地教行法の改正、これはやはり教育委員会の責任・権限等の明確化ということでございますので、その趣旨を損なわないようにということで、今回専決規程を設けさせていただいたということでございます。

あくまでも軽易な事務についての専決事項ということで、教育委員会の責任の明確化・権限の強化ということの改正でございます。

【百瀬委員】 わかりました。

【寺前委員長】 今、ご説明ございましたように、より一層我々も責任の重さを痛感しなきゃならんと思っております。

他にございませんか。教育長、特によろしいですか。

【中原教育長】 今、百瀬委員がおっしゃったように、教育委員会は基本的に合議制をとっておりますので、その権能を発揮して、組織的にしっかり動いていこうということだと思います。本来的に八尾市教育委員会ではそういう形をとっておりましたので、改めて再

度ここで確認したということになると思います。

【寺前委員長】 ありがとうございます。他によろしいですか。

他にご質疑ないようでございますので、採決に移らせていただきたいと思います。

議案第14号及び第16号につきまして、原案を適当と認めることにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【寺前委員長】 ありがとうございます。全委員ご異議なしと認めます。

よって議案第14号「教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の全部改正の件」及び議案第16号「八尾市教育委員会事務専決規程制定の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

次に、議案第15号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則制定の件」について審議いたします。提案理由を杉分次長より説明願います。

【杉分学校教育部次長】 それでは、ただいま議題となりました議案第15号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則制定の件」についてご説明申し上げます。

本規則の制定につきましては、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第3号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、同法第26条第2項第2号におきまして、教育委員会規則その他教育委員会の定める規定の制定または改廃に関することは、教育長に委任することができない事項として明記されたところでございます。

つきましては、八尾市教育委員会所管の規則に、その施行に当たり必要な事項を定めることを教育長に委任しているものが数多く存在することから、今般の法改正の趣旨を踏まえまして、教育委員会所管の規則を一括して改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、第1条から第28条に掲げる教育委員会規則におきまして規則の施行に当たってその細目を「教育長が定める」との委任する規定を「別に定める」と法の趣旨に合わせて改正を行うものでございます。

なお、この規則につきましては、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用いたしますものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

今、次長のほうから、15号について提案理由の説明がございました。委員の先生方、何かご質疑ございませんでしょうか。

今までが「教育長が定める」ということになっていた部分が、「教育委員会が定める」ということですね、結果的には。そういうとらまえ方でいいですか。

【杉分学校教育部次長】 そうでございます。

【寺前委員長】 いかがですか。特にございませんか。よろしいですか。

それでは、特にならぬようでございますので、本件について採決に入らせていただきたいと思います。

と思います。

議案第15号につきまして、原案を適当と認めることにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【寺前委員長】 ありがとうございます。全委員ご異議なしと認めます。

よって議案第15号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則制定の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

次に、議案第17号「八尾市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正の件」について審議いたします。

提案理由を中山次長より願います。

【中山学校教育部長】 「八尾市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正の件」についてでございますが、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第3号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、育児のための短時間勤務制度が創設されたことを受け、勤務時間の割り振り、休憩時間及び休息時間に関し所要の改正が必要となりました。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴って教育委員会規則その他教育委員会の定める規定の制定または改廃に関することについては、教育長に委任できないこととなったことから、規則の一部を改正する必要があるため本案を提出する次第でございます。

新旧対照表のほう分かりやすいかと思いますので、新旧対照表をご覧ください。

再任用短時間勤務の規定のところに、同じく短時間勤務となりました育児短時間勤務職員を加筆した形となっております。

休憩時間に関しましては、ただし書きで、短時間勤務者すべてについて、再度改めて加筆しております。

それから第6条の一部削っている部分は、校長専決ということで、校長につきましても校長が行いますので、この部分削除しております。

7条につきましては、先ほどの第15号と関連するものと同じく、ここも別に定めるという形になります。

これにつきまして、この規則は公布の日から施行し、改正後の八尾市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の規定として、平成20年4月1日から適用するという形をとらせていただきたいと思います。よろしく願います。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

ただいま、提案理由の説明がございました。委員の先生方、何かご質疑ございませんでしょうか。

【篠原委員長職務代理者】 質問が何も出ませんので、前、協議会のお聞きした再確認ですが、改正案の4行目ですね、育児短時間勤務職員等、この「等」が何なのか、もう一回説明していただくのと、「等及び」というその並びがこれでいいのかどうかということと、それから次の再任用短時間勤務職員ですね、この違いをちょっとお教えいただき

たいと思います。

【中山学校教育部次長】 まず、育児短時間勤務職員等の「等」なんですけれども、この短時間勤務というのに高齢者部分休業ということで、高齢者で年度末56歳から60歳までの者が短時間勤務をとれるというものもございまして、それも含めまして今後この短時間勤務というものがあるかと思えます。そのための「等」でございまして。

それから「等及び」なんですけれども、表記の仕方によるかと思うんですけれども、府が準則を示さないと言っていたにも関わらず、これに関しましては市町村に準則を示してまいりまして、八尾もそれに準じております。

それから再任用短時間勤務職員ということなんですけれども、再任用の方たちは一旦退職されて、また教諭という形で定数の中で入って勤務していただいている方なんですけれども、40時間というフルタイムで勤務する再任用の方、32時間という短時間勤務の方、それから24時間という短時間勤務、ということで、その中のフルタイムの40時間の方を除く形で再任用の中の32時間と24時間の方たちを指して再任用短時間勤務職員と申し上げております。

以上でございまして。

【篠原委員長職務代理者】 大体わかりました。

ほとんど「等及び」という表現を使っておられると。国語的に言えば、逆にして「再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」と、こうきたほうが本当は日本語らしいと思うんですが。

この「等」ですね、これは先ほど中山次長、高齢者とおっしゃいましたね。高齢者というのは私もそうなんですけれども、退職なさって60歳過ぎてからの人を指しているのか、あるいは我々のように本当に高齢の者を指しているのか。高齢者の後をちょっと聞き落としたんだだけ。

【中山学校教育部次長】 高齢者に関しましては、年度末56歳になる者が60歳になるまでの間に短時間の勤務を希望する者を指しております。

第2のライフプランを立てるためにいろんな状況があるかと思えますが、準備期間と捉えて、とられる方々のためにも思っております。

【篠原委員長職務代理者】 これ、もういちゃもんつけませんけども、今お聞きしたら56歳から60歳までの人を高齢者と呼ぶには少し違和感があります。何か別の表現がないんでしょうかね。高齢者といったら私のようなのが高齢者ですよ。56から60いうたら高齢者じゃないと思うんだけどな。

【中山学校教育部次長】 すみません。確かにそうなんですけれども、府費負担教職員に関しましては、やはり府の制度に準じて、賃金とかもすべて絡んできますので、府に合わせてそういう表現で表わしております。

【篠原委員長職務代理者】 府がそういうふうには言っているんですか。

【中山学校教育部次長】 はい。

【篠原委員長職務代理者】 また何か機会があったら府に対して物申してください。

【寺前委員長】 ほかに何かございせんか。

【百瀬委員】 この制度を充実するというところで、やればやるほど逆に言うたらその反面、逆の場面が出てくることのあるのではないかなと。協議会でもこのとり方の形態がいろいろあるという話もあったわけですけど、そのとり方によったら担任がどんどん取っていく

穴をどう埋めていくのか等を含めて、まずは学校長が業務に支障のない限りこれを認めるとあるので、そのあたり十分考えていけるわけですがけれど、制度の充実とともに、その反面どういうことが起こってくるか。そのあたり十分に学校長を通して趣旨徹底しておかないと、逆にやりづらい場面が出てくるのではないかと思います。そのあたりいかがなものでございますかね。

【中山学校教育部長】 今、委員ご指摘のように、学校現場でかなり若い職員、これから出産を迎える職員も多い中で、今現在はまだゼロですが、今後予測されるので、この制度はもう既に学校に下ろしております。既に学校長と職員が話し合ったケースもございます。

委員にご指摘いただいたように、私たちが学校長にはきちんとした形で、学校運営にも支障なく、その職員にとってもきちんと安心して育児ができるという形がとれるように指導はしてまいりたいと思っております。

【百瀬委員】 制度を充実しながら、逆のようになっていくということも十分考えながら、非常勤講師等の配置等も含めて十分対応して考えていただきたいと思っております。以上です。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

今のご説明では今のところこの制度が適用されている方がないということですか。

【中山学校教育部長】 この育児短時間勤務に関しては、今現在はございません。

【寺前委員長】 もう一つのほうは。

【中山学校教育部長】 高齢者部分休業のほうは1名おりますが、養護教諭ですので、養護教諭の場合は全面的に養護助教諭を張りつける形になっています。ずっと配置されるという形になりますので、養護教諭の場合はとられても今の時点では支障はない状況です。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

今、百瀬委員おっしゃったように、育児とか高齢者に対する短時間勤務制度というのは、結構なことだと思いますが、反面、その手当がなければ現場で支障を来すということも考えられますので、校長先生方に対してはいろいろと苦勞が多くなるんじゃないかならうかと思っておりますね。

そういったあたり、浦上担当部長いかがでございますか、この3月まで現場におられたんで。

【浦上教育推進担当部長】 学校現場というのは、やっぱり先生方の力、エネルギーというものを集約して子どもの指導をしていくということが一番大事と思っておるんですよ。実際に1人の教職員の果たす役割というのはすごく大きくて、先程からお話になっていまず制度改正によっていろんな面で全教職員が力を合わせてやっていこうという部分で、一部でそういう時間短縮された場合に、担任を持ってもらいたい人材やねんけども持てないとか、学校運営上支障を来す場合もあると思うんです。

学校長は配置とか運営に係わって相当敏感になるものなので、この辺も先生方と十分話もして、いかに子育てもでき、そしてライフプランも考えて、また学校の先生としても頑張れるという位置づけを作っていくというのが一番の課題と思っております。

ですから、これから益々こういったケースも増えてくると思いますので、学校長にも頑張ってもらえるように、委員会としても働きかけをしていきたいと考えております。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

年度当初に人事異動等もございますので、そういうときには年齢的なバランスとか男女

のバランス等も踏まえて適正に配置していただきたいと思いますね。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

ご質疑がないようでございますので、採決に移らせていただきます。

議案第17号につき、原案を適当と認めることについてご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【寺前委員長】 ありがとうございます。全委員ご異議なしと認めます。

よって議案第17号「八尾市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

次に、議案第18号「八尾市就学支援委員会委員の委嘱または任命に関する件」について審議いたします。

提案理由を吉岡所長より説明願います。

【吉岡教育サポートセンター所長】 それでは、ただいま議題となりました議案第18号「八尾市就学支援委員会委員の委嘱または任命に関する件」につきましてご説明させていただきます。

本件は、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第3号の規定によりまして、委員会の議決をお願いするものでございます。

提案の理由でございますけれども、3月の定例教育委員会におきまして承認いただいた八尾市就学支援委員会規則に則り委員の任期満了に伴い、平成20年・21年度の2年任期で新たに委嘱または任命いたすものでございます。

恐れ入りますが、添付しております委員名簿（案）をご覧くださいますようお願いいたします。

まず第1号委員の、医師で八尾市医師会の分掌変更により上田章雄委員から木村三郎委員、小児科専門医にかわられ、新しく委嘱いたしました。

次に第2号委員の、本市教育職員のうち、上原委員の退職により特別支援学校長の東委員を、校長会の分掌の変更に伴い磯島委員から東中学校長の大畑委員に、同じく山下委員から亀井小学校長の森田委員に新たに委嘱いたすものであります。

次に第4号委員の大阪府立特別支援学校に勤務する職員のうち糸永委員は府立八尾支援学校小学部主事で、前委員の北川委員の異動に伴い新たに委嘱いたすものでございます。

また6号委員、教育委員会が適当と認めるものでありますが、前委員の川内委員、小林委員、西山委員、西野各委員の自己都合並びに委嘱期間が10年を超える審議会等の適正な運営に向けた取り組みへの必要性等から、新しく元特別支援学校長の上原委員、元東山本幼稚園長の川幡委員、元永畑幼稚園長の武田委員、元家庭児童相談室指導員の御影委員を新たに委嘱いたすものであります。

なお、任期は平成20年6月1日から平成22年5月31日まででございます。

今回9名の委員の入れかわりがありますけれども、子どもたちや保護者に手厚い支援をしてきた実績のあるこの委員会の役割を踏まえまして、新しい委員方とともに業務を丁寧に遂行してまいりたいと考えております。

甚だ簡単ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上でございます。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

ただいま、提案理由の説明がございました。委員の先生方、何かご質疑ございませんでしょうか。

【中原教育長】 支援委員、今回随分入れかえになるんですけども、最近の傾向として支援の中での相談業務というのは随分たくさんあるんですけども、最近の特徴的なところとか、さまざまな課題になっているあたり、どんなことがあるのかというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

【吉岡教育サポートセンター所長】 今、教育長よりご質問いただきましたけども、相談業務の中で就園・就学に関わりまして、中身は発達に関する相談がやっぱり一番でございます。それが年々増えているという傾向であり、より丁寧さを必要とする部分でございますけども、中にはやっぱり協議を必要とするような件数が若干増えてまいりました。

と申しますと、従来の基準からいたしますと、当然ここであろうと思われる部分がなかなかそういかないケースがございまして、それが審議ケースとなって本会議において取り上げられるケースが多くなっているということでございます。

【山本委員】 第3号委員の児童福祉施設についてご説明いただきたいんですが。

【吉岡教育サポートセンター所長】 いちよう学園でありますけども、特別支援学校の横に併設されているところでありまして、健康福祉部のほうが所管しておりまして、肢体不自由児の療育を主として担う乳幼児を対象とした母子通園施設でございます。

八尾しょうとく園につきましては、社会福祉法人が運営する市の知的障害児の通園施設で、子どもたちが集団の中で療育等していくところでございます。場所は西高安町にございます。両施設とも、入園入所については、東大阪子ども家庭センターの措置が必要です。

【山本委員】 この児童福祉施設というところと特別支援学級とはまた全然違うということですね。そうじゃないんでしょうか。この二つについて、言葉について不自由な方とかを支援していく、そういう学級ということですか。

【吉岡教育サポートセンター所長】 いちよう学園は肢体不自由の子どもたちの療育が主体で、さまざまな状況の子どもが療育を受けており、進路については、最終的には市立特別支援学校や府立の藤井寺支援学校や東大阪支援学校、あるいは小学校の支援学級等を子どもの状況に応じて選択されております。

また、八尾しょうとく園については、府立八尾支援学校あるいは小学校の支援学級、または通常の学級に在籍する子どもがおり、両施設とも直に特別支援学校や支援学級に関係するということではございません。

【寺前委員長】 よろしゅうございますか。

僕から一つお聞きしたいんですけどね、いちよう学園、しょうとく園、どれぐらいの子どもさんたちが通っているんですか。

【吉岡教育サポートセンター所長】 リーフレット等によりますと八尾しょうとく園は2歳児から5歳児まで各12名の48名で、別にデイサービスとしての保育を実施されております。いちよう学園については定員40名となっておりますが、詳しい人数の把握はしておりません。申しわけございません。

【寺前委員長】 把握なさってませんか。そうですか。所管外でもあって、結構ですよ。

いかがですか、ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、ないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第18号につき、原案を適当と認めることにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【寺前委員長】 全委員ご異議なしと認めます。

よって議案第18号「八尾市就学支援委員会委員の委嘱または任命に関する件」について、原案を適当と認めることに決しました。

次に、議案第19号「各種審議会委員の委嘱または任命に関する件」について審議いたします。

提案理由を倉本次長よりご説明願います。

【倉本生涯学習部次長】 それでは、ただいま議題となりました議案第19号「各種審議会委員の委嘱または任命に関する件」につきましてご説明を申し上げます。

本件は、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第13号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、各種審議会委員につきましても、それぞれの設置目的に沿いまして、条例、規則、あるいは要綱等の規定を定めまして、選任、委嘱等を行っているところでございます。

このたび委員の任期満了または各種団体や市議会等の役員改選、本市職員の人事異動等によりまして委員の変更がございます。それらに基づきまして、新たに委員の委嘱または任命を行う必要があるためご提案を申し上げます。

資料に基づきましてご説明申し上げます。

①につきましては、任期満了に伴う八尾市社会教育委員、八尾市図書館協議会委員及び八尾市立歴史民俗資料館運営委員会委員の選任委嘱でございます。

②につきましては、団体及び市議会選出委員等の役員改選や職員の人事異動による一部委員の変更に伴うものでございまして、八尾市生涯学習センター学習プラザ運営審議会委員、八尾市立スポーツ施設運営審議会委員がでございます。

それでは各委員の選任委嘱等の内容につきまして、お手元配付の委員候補者名簿（案）に基づき順次ご説明申し上げます。

まず最初に、任期満了に伴う八尾市社会教育委員でございますが、社会教育団体関係者では角田禮子氏にかわり新たに女性団体連合会から新居佐登子氏が派遣されますのと、学識経験者のうち市民代表の本多秀治氏にかわり新たに白木順一郎氏が、市議会より選出の柏木順子氏にかわりまして大野義信氏でございます。

また新規委嘱の3名のほか7名の委員を再任委嘱するものでございます。

任期につきましては平成20年6月1日から平成22年5月31日まででございます。

次に、図書館協議会委員でございますが、学識経験者では池内美和子氏にかわり吉川逸子氏が、市議会より選出委員として重松恵美子氏にかわり柏木順子氏が、大野義信氏にかわり西田尚美氏が、社会教育関係者では角田禮子氏にかわり女性団体連合会から新居佐登子氏が派遣されます。また学校教育関係者では磯島秀樹氏にかわり八尾市校長会から下司博幸氏が、その他教育委員会が必要と認める者といたしまして、隈美智子氏にかわりこぐま文庫の川口紀子が新たに委嘱をお願いする委員でございます。

以上の方々のほか6名の委員を再任委嘱するものでございます。

任期につきましては平成20年6月1日から平成22年5月31日まででございます。

次に、歴史民俗資料館運営委員会委員についてでございますが、学識経験者として委嘱

しておりました学識経験者のうち神久委員の辞任に伴い、委員数を11名から10名に変更するものでございます。新たに選任委嘱をお願いする委員といたしましては、市民代表者の水野清美氏にかわり八尾市女性団体連合会より久野千代子氏、また市議会より選出の内藤耕一氏にかわりまして越智妙子氏が、三宅博氏にかわりまして竹田孝吏氏でございます。

新規委嘱の3氏のほか7名の委員を再任委嘱するものでございます。

任期につきましては平成20年6月1日から平成22年5月31日まででございます。

次に、一部委員の変更に伴い委嘱または任命を必要とする委員についてご説明申し上げます。

まず生涯学習センター学習プラザ運営審議会委員についてでございますが、新たに選任委嘱をお願いする委員は、市議会より選出の岡田広一氏にかわり永田善久氏、谷沢千賀子氏にかわり大野義信氏、益田愛幸氏にかわり柏木順子氏、大松桂右氏にかわり平田正司氏が、学校教育関係者では長田正治氏にかわり小林隆志氏でございます。

任期につきましては平成20年5月22日から平成20年9月30日までの残任期間でございます。

次に、スポーツ施設運営審議会委員についてでございます。

新たに選任委嘱をお願いする委員は、市議会より選出の杉本春夫氏にかわり田中裕子氏、田中久夫氏にかわり小林貢氏が、学校教育関係者では小林隆志氏にかわり川島雄治氏の3氏でございます。

任期につきましては平成20年5月22日から平成21年5月31日までの残任期間でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

ただいま、提案理由の説明がございましたが、委員の先生方、何かご質疑ございませんでしょうか。

何かありませんか。よろしいですか。

今回、議会の役選等もございまして、それに伴う方が多いということでございますし、またもう一方では長期、10年以上いろいろご苦労いただいた委員さん方の交代、それはそれぞれの団体からご推薦いただいたということでございますので、委員の皆さん方も特にご意見ございませんので、本件について採決に移らせていただきたいと思います。

議案第19号につき、原案を適当と認めることにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【寺前委員長】 全委員ご異議なしと認めます。

よって議案第19号「各種審議会委員の委嘱または任命に関する件」について、原案を適当と認めることに決しました。

次に、議案第20号「八尾市くらし学習館設置条例」市議会議案提出に関する件について審議いたします。

提案理由を倉本次長よりご説明願います。

【倉本生涯学習部次長】 それでは、ただいま議題となりました議案第20号「八尾市

くらし学習館設置条例」市議会議案提出に関する件」につきましてご説明申し上げます。

本件は、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第1条第17号の規定により、委員会の議決を求めるものであります。

理由の理由でございますが、八尾市くらし学習館設置条例を市議会へ議案提出するため本案を提出するものでございます。

本条例の制定の理由でございますが、現在の八尾市婦人会館につきましては、直営の社会教育施設として管理運営を行っておりますが、平成21年度から指定管理者制度を導入する施設として、行財政改革推進本部で方針が確定されたこと、また八尾市行財政改革プログラムにおきまして、公民協働手法の活用の重要性が位置づけられ、国においても中央教育審議会の答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」の中で、市民・NPO・企業・行政との協働により、いわゆる「新しい公共」を創造するための拠点としての新たな社会教育施設のあり方が求められております。これらのことから公民協働による新しい時代を切り拓くための社会教育施設として、八尾市くらし学習館を設置し、指定管理者制度を導入しようとするものであります。

条例の中身でございますが、まず設置及び目的でございますが、第1条、市民の生涯学習を推進するとともに、環境教育、消費者教育、防犯・防災教育及び食育など社会の要請の強い公共の課題に対して、市民が主体的に学び、その成果を市民参画と協働のまちづくりに活かせることができる社会教育施設として、八尾市くらし学習館を設置する。

第3条におきまして、第1条の目的を達成するため、公共の課題解決のための企画及び立案に関する事、講座、講演会等に関する事、調査研究並びに情報の収集及び提供に関する事、相談に関する事等を定めております。

第8条以下におきまして、指定管理者制度の導入による所要の条項を盛り込んだものでございます。

それと施行期日は来年4月1日からとするものでございまして、この条例の設置に伴いまして、従前の八尾市公民館設置及び管理条例の一部、第2条第2項及び第3項を削除するものでございます。

それで、第2条第2項及び第3項と申しますのは、まず第1項で公民館の名称及び位置は次のとおりとするをいたしまして、志紀公民館等々が書かれておりまして、第2項に「公民館の事業の運営上必要があるときは前項の公民館に分館を設置することができる。」、3項で「分館に関し必要な事項は教育委員会規則で定める。」、この2項と3項を新しい条例ができたことを機に削除するものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、提案理由とさせていただきます。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

ただいま、提案理由の説明がございましたが、委員の先生方、何かご質疑ございませんでしょうか。

【中原教育長】 7条で所定以外の場所で飲食または喫煙をしないことと書いてあるんですが、館内は当然禁煙になっていると思うんですけども。喫煙場所はどこか設けているんですか。

【倉本生涯学習部次長】 今後、現在の婦人会館の場所で、屋外等々でどういう場所に喫煙場所を定めるか、精査検討を加えて、適切な処置をしてまいりたいと思います。

【篠原委員長職務代理者】 八尾市くらし学習館というのは前の婦人会館ですか。

【倉本生涯学習部次長】 そのとおりでございます。

【篠原委員長職務代理者】 今、教育長の質問では、前の婦人会館の中でも喫煙場所はなかったように私記憶しておりますけどね。

それから婦人会館という名称がこの八尾市くらし学習館に変わったというPRというか説明というのか、余り行き届いてないような感じがするんですけど。そこのところはいかがですか。

【倉本生涯学習部次長】 先ほども提案理由等々の中でご説明申し上げましたが、この6月議会で、指定管理者制度を導入するのを契機として、こういう新条例を議会に提出申し上げまして、ご議決を賜ろうとしておりますが、議決をいただいた上で、いかにくらし学習館が市民に愛される施設となるかにつきましては、最大限の努力をしてまいりたいと、このように思っています。

【篠原委員長職務代理者】 といいますと、正式には6月の議会で決まるんですね、今の説明では。そうすると現時点では八尾市くらし学習館というのは、あくまでも仮称ですね。

【倉本生涯学習部次長】 はい。

【篠原委員長職務代理者】 これ、あたかも決定したかのような条例の名前になっていますね。これ現時点で仮称ですよ。そこらのところどうでしょう。

【倉本生涯学習部次長】 政策法務的にこういう条例案をご提案申し上げる場合は、仮称とかそういう名称じゃなしに、八尾市くらし学習館条例というこういう表記の仕方でご提案申し上げましてご議決を賜るとというのが法務上、政策法務とも検討いたしました結果、そういうことでございます。

【篠原委員長職務代理者】 了解しました。あくまでも条例として提出する場合はこういう形だけれども、現時点ではまだ婦人会館という名前で、くらし学習館というのはまだ、こだわるようですけれども、議会で決まるまでは仮称と、こういうふうに理解していいですね。

【倉本生涯学習部次長】 委員のおっしゃるとおり、現時点では仮称という形でございます。

【寺前委員長】 ほかに何かございませんか、本件について。

これ、附則のほうで第2条第2項及び第3項を削るとなっていますよね。ということは、いわゆる公民館分館としてはその婦人会館以外にはないということですか。

【倉本生涯学習部次長】 この婦人会館につきましては長い経緯がございまして、いろんな各種地域の方々のために活動なされておまして、条例に基づく形の設置をしようということで、公民館の中に社会教育法に基づきまして分館を設置できるという条項を活用いたしまして、あとは教育委員会規則の中で婦人会館という規定をしておるんですが、社会教育法では公民館分館を設置することができるということで婦人会館を設置してまいりましたが、この新しい条例の制定を機に、その公民館分館の部分を削除していく、こういうふうな意思でございます。

【寺前委員長】 ということはもうほかにはないと、こういうことでいいわけですね。

【倉本生涯学習部次長】 はい、そのとおりでございます。

【寺前委員長】 結構です。

ほかに特に何かございませんか、本件について。よろしゅうございますか。

それでは、ご質疑がないようでございますので、採決に移らせていただきます。

議案第20号につき、原案を適当と認めることにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【寺前委員長】 ありがとうございます。全委員ご異議なしと認めます。

よって議案第20号「八尾市くらし学習館設置条例」市議会議案提出に関する件について、原案を適当と認めることに決しました。

【寺前委員長】 一応、本日の議案については以上でございます。

{ 報 告 事 項 }

【寺前委員長】 それでは、報告事項は事務局のほうございませんか。

事務局のほうからは報告事項はないということでございます。

委員さん方、何かございますか。

【百瀬委員】 質問させてもらいたいと思います。

学校園危機管理マニュアルというのをこの4月に出されたと思うんですけど、保護者からの不当な要望があったり、また教育現場の中にいろいろ申し出る親が多い中で、名前はいかがかモンスターペアレントという名前がある中で、自分自身はこれらの方々に対応するのはやはり危機管理マニュアルというのには必要ではないかと考えているわけです。

この中ずっと見たんですが、そういう意味での危機に対する、保護者に対する対応をどのようにしたらいいかというようなことが、ここから抜けているんじゃないかなど。これは当然保護者に対する対応ですので、学校自身いろいろな意味で対応していくのは当然なんですが、今の時代の中では、各学校で対応していくような危機マニュアルというのには必要ではないかと考えているんですが、いかがでしょうか。

【柿並指導課長】 学校園危機管理マニュアルの中に保護者対応というところが抜けているというご指摘でございますが、今、モンスターペアレントというような表現は用いております。それは保護者の思いや願い、そういったところから来るものであるという捉えから、保護者のお話をしっかり聞かせていただくところをまず第一に学校園で取り組むということで、各学校を指導させていただいているところです。

ただ、保護者との適切な対応につきましては、昨年度大阪府教育センター等から「保護者とのかわりハンドブック」という冊子が出ておりまして、こちらも学校にお配りをして、各学校で研修等で活用する形をお願いをしている部分も一方ではございます。

今後学校園危機管理マニュアルの中に載せていくのが適切かどうか等につきましても、検討していく必要があると考えております。

【百瀬委員】 とりあえず教育現場のほうには委員会としてそういうメッセージだけは出してあげてほしいなど。そういう中で、問題解決支援チームというのが発足するというのを過去にもお答えあったかと思うんですよね。このあたり各現場では知っておられるんですかね。関係機関等の中にその名称等一つも上がってないんですけどね。そのあたりはどうなんですか。

【柿並指導課長】 学校園支援事業につきましては、校長会等で今年度学校園支援事業を立ち上げていくということについてお知らせをしております。

ただ、これはそれぞれ個々の事例ケースごとに対応する内容等が異なっておりますので、事例により、また学校がお困りになった時点で指導課までご相談をいただきたいとい

う主旨で、今、各学校にお願いをしているところでございます。

【百瀬委員】 現場から見ても、その支援事業ですか、そのチームがはっきりどんな構成されているか等々見えてきませんので、やはりせつかく作るのやったら活用していかないかんでしょうし、やはりできる限り多くの場面の中でマニュアルはどんどん集めて、そしてそういう事例の中から、一定の方向づけをしていかないかんよというのは具体に見えると思うのでぜひ発信していったらあげないと、教師も疲れ等いろいろ含めて学校へ出てこれなくなると。

そういう一件を含めながら少し中山次長にお聞きしたいんですけどね。今、学校で新年度になってどれぐらいの教師が休職されているのか、もし分かるんでしたらお教え願いたいと思います。

【寺前委員長】 資料をお持ちですか。ざっとした数字でも。

【百瀬委員】 持ってなかったらまた別に。今言っただけの事象の中で、いろいろ要因があったと思いますので、今日でなくて結構ですよ。また協議会等の中でご報告いただきたいと思いますので、結構です。

【中原教育長】 今、百瀬委員がおっしゃったことについて、校長会等も、教育委員会事務局でも当然取り組みを進めているんですけども、校長研修会での弁護士の講演会、また教頭研修会での行政暴力対策についても、警察と連携して研修をしているところでございまして、警察や弁護士、医者などとできるだけつなぐようにしていると。

個々の事象についても校長が相談に来られたときには、弁護士とつないで、法的な面でサポートしたり、警察と連携して、今後これ以上のことは告発していこうというようなところも線を決めながらやっているところでございます。

一方、もう7～8年前から、管理職を対象に弁護士費用なり補償金も出すような保険が出ておりまして、全国的な流れの中で校長先生方も相当危機感を持っているところでございます。大阪市などでもいい手引を出しているようですし、そういうのも参考にしながらやっていきたいと思っております。

前年度どんな問題があったかということにつきましては、指導課でもまとめていただいておりますので、またそれも参考にさせていただきたいと考えております。以上です。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

いずれにしても、この問題については学校園としては大変悩ましい問題でございますので、百瀬委員もおっしゃったように、できるだけ早期にそういう支援チームを立ち上げるなりいろいろと方策を講じていただいて、学校園のほうで安心できるような形にやっていただきたいと。また今の段階では柿並課長もおっしゃいましたように、一報いただいたら指導課としても十分対応していくということでございますので、そういったあたり、現場のほうに十分発信していただきたいと思っております。

他に何かございせんか。それでよろしゅうございますか。

それから僕のほうから1点だけなんですけどもね、今、給食の食材が大変値上がりして、他市等の動向では給食費の値上げも考えられておるような新聞等の記事もございまして、八尾市としてはこの件について今のところどういようなお考えなんです。ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

【藤井学校給食課長】 給食費につきましては、今、委員長からお話あったように、大変厳しい状況でございます。昨日の報道なんか見ておりまして、まだまだ食材費等値上が

りするような環境にあるということでございますが、何とか献立を工夫する中で、できる限り頑張っていきたいということで、給食の質を落とすという形ではなしに、またどこかでありましたように日数を減らすとかいうことではなしに、通常どおりの給食運営をしながら、献立の中で工夫をしながらという形で、各学校に学校栄養士がいていただいておりますが、私ども教育委員会の職員も協働して日々検討しながら、今いただいている範囲の中で頑張っていきたいと、そういう思いで取り組んでいるところでございます。

【寺前委員長】 ありがとうございます。

大変でしょうけれども、いろいろ工夫もされ、知恵を出しながら頑張ってもらいたいと思います。

他にございませんか。

それでは、他にないようでございますので、以上をもちまして、5月の定例教育委員会を終了させていただきます。

なお、本日の署名委員に山本委員を指名したいと思います。よろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

(署名) 寺前委員長

山本委員
